

平成 30 年 6 月 2 日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03217

研究課題名(和文) 無縁社会における財産管理・承継 統合的な法理論の構築を目指して

研究課題名(英文) Inheritance and Management of Property in the "Muen Shakai" (Linkless society)

研究代表者

西 希代子 (Nishi, Kiyoko)

慶應義塾大学・法務研究科(三田)・准教授

研究者番号：40407333

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、超高齢社会ないし無縁社会における財産承継・管理の在り方について検討することを目的とした。相続人不存在、所有者不明財産等の現状を把握するとともに、成年後見制度、財産管理委託契約、贈与、死因贈与、遺贈、信託等、現行法上の制度を概観し、これら既存の制度の利用で対応可能な問題と、新たな制度等が必要な問題とに分けて考察した。研究成果の一部は、論文としてまとめるとともに、国内外の学会等において発表した。

また、高齢社会における財産承継の在り方をふまえた相続法改正作業が進行中であったため、その是非及び今後の課題等を指摘し、贈与の利用促進等、新たな方策も提案した。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research was examination about the principles of management and inheritance of property in the super aged society or "Muen-Shakai" (Linkless society). In Muen-Shakai, people have no relationship with family, local community, or place of work).

First, I grasped the current situation regarding the property. Second, I surveyed systems in the current law including Adult Guardianship, Property Management Contract, Gift, Gifts on Donor's Death, Testamentary Gift, and Trust. Then, I considered them, dividing them into solvable issues and the issues that new systems needed. I wrote some articles and announced in domestic and foreign congresses. On the other hand, I reviewed the reform of inheritance law and suggested the new policies, for instance, the promotion of the Gift to spouse.

研究分野：民法学

キーワード：財産管理 財産承継 相続 超高齢社会 無縁社会 信託

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究に先立ち、研究代表者は、できる限り個人(故人)の意思(遺志)を尊重し、その意思実現を図るといった観点から、遺留分制度の存在意義に疑問を投げかける論文を公表するなど、死後の財産承継の在り方について研究を進め、個別の論点について遺留分の質的・量的限定を可能にする解釈論を示してきた。そこでは、故人の意思と(法定)相続人との利害調整が最大の課題であった。

(2) しかし、少子化が進み、生涯未婚率も上昇の一途をたどる今日では、相続人がいない者や相続人が全く交流のない遠い親族である者等(無縁者)が急増している。これは、相続人不存在(不分明)の場合に必要な相続財産管理人(民法952条)選任の審判申立件数が10年前の約2倍の数字になっていることにも表れている。遺言を遺す者もいるが、何の希望も述べずに死亡する者が圧倒的多数を占める。特別縁故者への財産分与の申立件数がここ数年1,000件を超えていることもこれを裏付ける。「無縁死」も年間32,000人に及ぶという(2010年1月31日放映NHKスペシャル「無縁社会」)。

これらの現実から、次のような緊急の検討課題が見えてきた。第一に、事前の対応として、いかに財産承継について意思を明らかにすることを促し、どのようにその希望に応じた財産承継を支援するのか。第二に、意思を示さずに死亡した無縁者の財産承継はどのように行われるべきか。現行民法における国庫帰属を当然の前提とした法定相続制度は唯一の解決方法なのであるか。このような視点からの先行研究は皆無に等しかった。

(3) 他方、生前の財産管理についても問題が生じている。不在者のための財産管理人(民法25条)の選任件数は、ここ10年ほど毎年9,000件を超えており、30年前の3倍近い数字となっている。不在者ないし行方不明者の中には認知症患者が多く含まれており、平成24年には、認知症患者のうち独居者が約43万人に達していることから(2013年6月2日付日本経済新聞朝刊等)、今後の不在者の増加が予想される。それにもかかわらず、現在の不在者財産管理制度の機能状況、法的問題点等について全く検証されていない。研究代表者は、このような(元)所有者の所在や意思が分からない財産をいつまでどのように管理するのか等は、早急に検討しなければならぬ問題であると考えた。

2. 研究の目的

(1) 第一に、無縁者の財産管理・承継をめぐる日本の現状の整理、問題点の分析を目的とした。財産管理・承継をめぐる日本の問題状況の一部は報道や統計データから知ることができるが、それらは断片的であり、他の未知の問題も含めて問題状況を明らかにすることがすべての出発点になると考えたからである。

(2) 第二の目的は、無縁者が自らの意思で利用しうる財産管理・承継に関わる法制度の整理であった。財産管理に関しては、成年後見制度、財産管理委託契約、信託等が、財産承継に関しては遺贈、死因贈与、信託等が利用され、遺言執行者の指定も広まりつつあるが、無縁者がこれらを利用する場合に不都合な点はないかという視点から総点検する必要があると考えたからである。

(3) 第三の目的は、意思が不明である無縁者の財産管理・承継に関わる法制度の確認、問題点の整理であった。2.(1)を前提として、現行法の不在者財産管理制度及び相続人不存在の場合の財産承継制度の問題点について横断的に考察することが有益であると考えたからである。

(4) 第四の目的は、諸外国における無縁者の財産管理・承継に関わる制度の紹介・分析であった。日本では紹介されることがほとんどないが、先進諸国の一部では、日本と同様の問題が生じていると考えられる。それらの国の法制度及び実態を調査することによって、日本法への示唆を得たいと考えた。

(5) 次の研究につなげる最終的な目的として、(1)~(4)をふまえ、現行制度をより機能させる解釈論の提示または立法提案を試みることを目指した。

3. 研究の方法

研究の大半は、書籍、論文等の文献調査、インターネット上の情報等含む情報整理、分析等を中心に進めた。

また、比較法の対象にした一部の国については、渡航し、資料収集のほか、文献資料等からは知ることができない市民の意識ないし感覚を探ることを試みた。

さらに、数回、国内外の学会で研究の中間的な報告を行い、国内外の研究者のみならず実務家等とも情報交換を行い、実態及び実務をふまえた研究を心がけた。

4. 研究成果

(1) 平成27年度は、まず、新聞記事、ルポタージュ等を参照し、無縁者の財産管理・承継が問題となった事件を探するなど現状把握に努めた。次に、現在の法制度によって解決可能な問題とそうではない問題との区分を行った。その上で、前者については、各制度の概要を確認した。相続財産法人、不在者の財産管理、成年後見制度等のほか、信託等の民法外の制度についても検討対象に加えた。これらの制度の中には、成年後見制度、信託等、近年、法改正がなされ、関心が集まり、一定の研究蓄積があるものも含まれているが、それらの研究は無縁者による利用を想定したものではない。また、不在者の財産管理については、現行法の問題点が指摘されたことは皆無に等しいこともわかった。そもそも、裁判所に選任される財産管理人は、一般に、不在者の「一種の法定代理人」として位置づ

けられ、不在者との間には法定の委任関係が成立すると解されているものの、それ以上の議論がなされているわけではなく、その法的構成の妥当性、具体的な職務権限等も不明であったため、文献等を基に調べた。

また、本来であれば、まだ中間的な研究成果の発表ができる段階ではなかったが、これらの研究成果の一部となる財産承継に関して、昨今の相続法改正の動向もふまえ、所属する民法学研究会において、「相続法改正」と題する報告を行った。

(2)平成28年度は、前年度に続き、日本の現状分析を行いながら、関係する制度の調査及び整理を行った。特に、成年後見制度、不在者の財産管理制度等について検討を深めた。成年後見制度については、昨年の立法改正の背景、影響等について、実務家とも意見交換を行い、今後の課題が明らかになった。

第2に、日本と同様、高齢社会という問題に直面しているアジア各国の研究者と情報交換を行った。例えば、韓国において、韓国、台湾、中国等の研究者が集うシンポジウムに参加し、「高齢化社会における家族と財産 日本における高齢者の相続及び扶養をめぐる問題」と題する報告を行った。子による親の財産管理・面倒見の在り方等について、国によって大きな違いがあることがわかるとともに、日本の問題状況の深刻さを改めて認識した。

第3に、外国法から示唆を得るべく、フランス法の関係制度の調査を始めた。財産承継制度に関しては、フランス法は日本法の母法の1つであるため、類似の制度も少なくないことがわかった。しかし、制度の概要は確認できたものの、相続財産法人の利用状況等、実態までは確認することができなかった。

(3)最終年度は、前年度まで研究の対象としてきた大陸法に加え、新たな示唆を得るべく、アメリカ法の研究に着手した。日本におけるアメリカ法の財産管理・承継制度に関する研究蓄積は乏しく、法制度及び実態を含む現状を知るために、渡米した。アメリカは遺言による財産承継が一般的な国と言われているが実態は大きく異なることをはじめ、極めて初歩的な実態の把握に手間取り、当初予定していた細部にわたる調査を行うには至らなかったが、今後の研究に必要な手がかりをつかむことができた。

研究成果の公表は、日本の相続法改正の影響もあり、財産承継に重点をおくことになった。研究の対象となった不在者、財産管理等についても、引き続き研究を続け、近年中に、それらのとりまとめを行う予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計11件)

西 希代子、「死亡の原因となるべき危難

に遭遇した者」(民法30条2項)に当たるとされた事例、新判例解説Watch(法学セミナー増刊・速報判例解説)査読無、22号、2018、pp.101-104

西 希代子、高齢者と相続、九州法学会会報、査読無、2017年度、2017、pp.54-57 DOI:10.20661/kla.2017.0_54

西 希代子、試金石としての相続法改正 その背景・意義・現状、法律時報、査読無、1117号、2017、pp.76-81

西 希代子(鬼頭祐紀訳)、

(日本における相続法改正をめぐる最近の動き)、家族法研究(韓国家族法学会)査読無、31巻2号、2017、pp.421-467

西 希代子、民法と憲法 家族法の中の憲法問題、月報司法書士、査読無、543号2017、pp.29-37

西 希代子、民法改正の現状と課題 登記に関わる論点を中心として、THINK、査読無、115号、2017、pp.9-23

西 希代子、共同相続された預貯金債権の遺産分割の対象性、金融判例研究、査読無、27号、2017、pp.11-14

西 希代子、共同相続された預貯金債権は遺産分割の対象となるか、法学教室、査読無、440号、2017、pp.70-77

西 希代子、相続人以外の者の貢献を考慮するための方策のあり方、税研、査読無、190号、2016、pp.67-72

平田 厚、赤沼 康弘、中村 弘明、西 希代子、Death Law(デス・ロー)をめぐる金融実務の諸問題、金融法務事情、査読無、2051号、2016、pp.6-28

西 希代子、金銭債権・債務の共同相続、月報司法書士、査読無、521号、2015、pp.17-26

[学会発表](計3件)

西 希代子、高齢者と相続、九州法学会、2017

西 希代子、高齢化社会における家族と財産、大韓民国忠北大学校国際学術大会、2016

西 希代子、日本における相続法改正をめぐる最近の動き、第21回日韓家族法学

会国際学術大会、2016

〔図書〕(計2件)

金子 修、山本 和彦、松原 正明、西
希代子 他、講座実務家事事件手続法
(上)、日本加除出版、2017、662(233
-249)

水野 紀子、西 希代子 他、相続法の
立法的課題、有斐閣、2016、308(57-80)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

6. 研究組織

(1)研究代表者

西 希代子 (NISHI, Kiyoko)

慶應義塾大学・法務研究科・准教授

研究者番号：40407333